

件名	旅館業法施設と住宅宿泊事業施設の制度的区分の明確化を求めることに関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区京島●●●●●● すみだ観光宿泊施設ネットワーク 代表 ● ● ● ●			
受理年月日	令和7年9月5日	受理番号	第8号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅館業法施設と住宅宿泊事業施設の制度的区分を条例に明記すること。</li> <li>2 旅館業法施設に対しては、既存の許可制度・衛生管理体制を尊重し、住宅宿泊事業施設と同一の構造設備義務を課さないこと。</li> <li>3 小規模施設に対しては、代替措置（近隣管理者・遠隔監視等）を認める柔軟な制度設計を行うこと。</li> <li>4 地域貢献型宿泊施設に対しては、優遇措置や認定制度の創設を検討すること。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>墨田区が現在検討中の「(仮称) 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例案」及び「旅館業法施行条例の一部を改正する条例案」において、住宅宿泊事業施設と旅館業法施設との制度的区分が不明瞭なまま、同一の規制を課す構成となっている点に対し、制度的整合性の確保と既存事業者への配慮を求めるものです。</p> <p>私たちは墨田区内にて、旅館業法に基づく宿泊施設を長年にわたり運営しており、地域における宿泊事業の先駆者として、観光振興・地域連携・災害時協力等に貢献してまいりました。</p> <p>今回の条例案は、住宅宿泊事業者施設と旅館業法施設に対して、同一の構造設備義務（常駐者の設置、独立出入口、トイレ等）や住民説明会の開催義務が課される構成となっており、制度上の根拠や事業責任の違いが考慮されていないと感じております。</p> <p>つきましては、地域に根ざした宿泊事業者の声にも耳を傾けていただき、制度の趣旨と現場の実情が調和する条例設計となるよう、配慮してください。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				